

(仮訳)

プレス・リリース

2012年12月14日
バーゼル銀行監督委員会

バーゼルⅢ枠組みの実施について

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、12月13-14日の会合において、メンバー国におけるバーゼルⅢに定める自己資本規制改革の実施に向けた進捗状況について議論した。

バーゼル委は、メンバー国におけるバーゼルⅡ、バーゼル 2.5 の実施状況とともに、バーゼルⅢの規制改革パッケージの実施に向けた進捗状況の積極的なモニタリングを継続しており、これまでに3つの進捗状況に関する報告書と2つのG20向け報告書を公表している。

2013年1月1日の開始期日より発効する、バーゼルⅢに係る最終規則を公表したメンバー（国・地域）の数は11である。この中にはオーストラリア、カナダ、中国、香港、インド、日本、メキシコ、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ及びスイスが含まれる。その他に7つの国・地域—アルゼンチン、ブラジル、EU、インドネシア、韓国、ロシア及び米国—が既に規則案を公表し、可能な限り早期の最終規則の公表に向けて取り組んでいることを表明している。また、トルコは2013年の早い時期に規則案を公表する予定である。

バーゼル委議長を務めるスウェーデン中央銀行のステファン・イングベス総裁は、「幾つかの国・地域は予定された開始期日に間に合うことができなかつたとはいえ、多数の国・地域において、予定通り2013年1月1日から新しい自己資本規制を導入する準備ができている。」と述べた。

イングベス議長はまた、「国際的に合意されたスケジュールには、新しい自己資本規制を段階的に導入していくため、2013年から2019年にかけて、多くの重要な節目が設定されている。残りの国・地域は、2013年1月1日の開始期日に間に合わなかつた場合でも、当初の国際合意に即して段階的な適用期日を織り込みつつ、2013年中に国内規則を最終化することが求められている。したがって、2013年末までには、ほぼ全てのバーゼル委の国・地域が合意されたスケジュール通りにバーゼルⅢを実施していることとなる。このことはグローバルな銀行

システムの耐性強化に向けた極めて重要な一歩である」と述べた。

また、イングベス議長は続けて「さらに、規制の実施に遅れがある場合でも、各国当局は必要に応じ、国際的に活動する銀行がバーゼルⅢの枠組みに沿って資本基盤の着実な強化を進めることを確保している」と述べた。

全てのバーゼル委メンバー国は、国際的に合意された改革の実施に対するコミットメントを再確認した。いくつかのメンバー国では、その最終規則の整合性について、2013年中にピア・レビューを受ける予定である。これら一連のピア・レビューが終了すると、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の母国である全ての国・地域が、バーゼルⅢ実施に係るピア・レビューを受けたことになるであろう。その他の国・地域についても、その後速やかにピア・レビューの対象となる予定である。